宮崎市社会福祉施設等改善措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉施設及び社会福祉法人に対する改善措置に関し必要な事項を 定める。

(改善措置の実施)

第2条 改善措置は、宮崎市社会福祉施設等指導監査要綱(平成10年4月1日伺い定め) 第5条第5項の指摘事項に対する改善がみられない場合等において、改善措置が必要と認 められるときに行う。

(改善措置の種類)

- 第3条 改善措置は、次に掲げるもののほか、法令、通知等の規定によるものとし、それぞ れ当該法令等に定めるところにより行う。
 - (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づくもの
 - イ 第56条第4項の規定による勧告
 - ロ 第56条第6項の規定による命令
 - ハ 第56条第7項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
 - 二 第56条第7項の規定による役員の解職の勧告
 - ホ 第56条第8項の規定による解散の命令
 - へ 第57条の規定による公益事業又は収益事業の停止の命令
 - ト 第71条の規定による最低基準に適合するための命令
 - チ 第72条第1項又は第2項の規定による施設の設置又は事業開始の許可又は認可の取消し
 - リ 第72条の規定による社会福祉事業の経営の制限又は停止の命令
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づくもの
 - イ 第45条第1項又は第2項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令
 - ロ 第45条第1項又は第2項の規定による事業の停止又は施設の廃止の命令
 - ハ 第45条第2項の規定による施設の設置の認可の取消し
 - (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づくもの
 - イ 第18条の2第2項の規定による事業の制限又は停止の命令
 - □ 第19条第1項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令
 - ハ 第19条第1項の規定による事業の停止又は廃止の命令
 - 二 第19条第1項の規定による施設の設置の認可の取消し
 - (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づくもの
 - イ 第46条第3項の規定による最低基準の維持のための改善の勧告又は命令
 - □ 第46条第4項の規定による事業の停止の命令
 - ハ 第58条の規定による施設の設置の認可の取消し

- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づくもの
 - イ 第20条の規定による勧告
 - □ 第20条の規定による命令
 - ハ 第21条第1項の規定による事業の停止の命令
 - 二 第21条第1項の規定による施設の閉鎖の命令
 - ホ 第22条第1項の規定による認可の取消し
- (6) 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・ 老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知)に基づくもの
 - イ 3(7)ア若しくは(8)又は4(4)の規定による新規入所の停止又は利用者の他の施設へ の措置替え
 - □ 3(7)イ若しくは(8)又は4(4)の規定による民間施設給与等改善費の管理費加算分若 しくは人件費加算分又はその両者の減額
 - ハ 3(7)ウ若しくは(8)又は4(4)の規定による運営費の弾力運用の禁止
 - 二 3(8)又は4(4)の規定による法人組織の再検討
 - ホ 3(8)又は4(4)の規定による関係者の氏名の公表
- (7) 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等に ついて(平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ど も・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)に基づくもの
 - イ 5回の規定による改善基礎分全額の加算の停止
 - ロ 5(4)の規定による改善基礎分の管理費相当分若しくは人件費相当分又はその両 者の減額
 - ハ 5(5)の規定による新規入所児童の委託の停止
 - 二 5(5)の規定による既入所児童に対する施設の変更の勧奨
 - ホ 5(5)の規定による事業の停止
 - へ 5(5)の規定による施設認可の取消し
 - ト 5(5)の規定による関係者の氏名の公表

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日伺い定め)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月7日伺い定め)

- この要綱は、平成12年6月7日から施行する。
 - 附 則(平成17年5月31日伺い定め)
- この要綱は、平成17年5月31日から施行する。
 - 附 則(平成20年5月21日伺い定め)
- この要綱は、平成20年5月21日から施行する。
 - 附 則(令和2年7月1日伺い定め)
- この要綱は、令和2年7月1日から施行する。